

阿賀町住宅リフォーム事業補助金交付要綱

告示第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、エネルギー価格などの物価高騰への対策として、住宅の改修等に対して支援することにより、住宅環境の改善と地域経済の活性化を図ることを目的として、町内施工業者によって住宅リフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、阿賀町補助金等交付規則(平成 17 年阿賀町規則第 43 号)に定めるもののほか、この要綱に定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 個人住宅 自己の居住の用に供している建築物をいう。
- (2) 併用住宅 店舗、事務所、賃貸住宅その他の事業の用に供する部分（以下「店舗等の部分」という。）と居住する部分が併存する建築物をいう。
- (3) 附属建物 住宅と効用上一体として同一敷地内で利用されている物置や車庫等の建物をいう。
- (4) 住宅リフォーム工事 住宅又は附属建物の機能の維持又は向上のために行う改修、補修、修繕、増改築若しくは模様替え等の工事で、別表に掲げるものをいう。
- (5) 町内施工業者 住宅リフォーム工事を業として行う者で、町内に事業所を有し、町内において住宅リフォーム工事の施工実績がある法人又は住所を置く個人事業主をいう。
- (6) 子育て世帯 申請日の属する年度（以下「当該年度」という。）の 4 月 1 日現在、18 歳以下の者が同一家屋に居住する世帯をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 阿賀町に住民登録をし、現に居住している者であること。
- (2) 申請時において、申請者及び同一家屋に居住する者が町税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、令和 7 年度に、この要綱により交付決定を受けた者（同一家屋に居住する者を含む。）は、補助金の交付を受けることができない。

(補助対象住宅)

第4条 この要綱における補助の対象となる住宅は、補助対象者が現に居住している個人住宅、併用住宅及び附属建物（以下「補助対象住宅」という。）とする。

2 補助対象住宅が借家（集合住宅を含まない。）の場合、阿賀町住宅リフォーム事業補助金交付申請書兼同意書(様式第1号)に、貸主からの了承を得た上で申請すること。

(補助対象工事)

第5条 この要綱における補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象住宅に対し行われる住宅リフォーム工事で、次に掲げる要件を全て満たす工事とする。

- (1) 町内施工業者が実施する工事であること。
- (2) 補助対象者が居住する住宅部分及び附属建物（併用住宅における店舗等の部分は含まない。）であること。
- (3) 別表に掲げる住宅リフォーム工事に係る補助対象工事に要する費用の合計が10万円以上の工事であること。
- (4) 第9条に定める補助金の交付決定の通知のあった日の以後に着手し、当該交付決定の日が属する年度内に完了できる工事であること。ただし、交付決定前に着手する場合は、阿賀町住宅リフォーム事業補助金交付申請書兼同意書(様式第1号)に必要事項を記載し申請すること。
- (5) 阿賀町その他の公的機関の補助制度で補助金交付の対象となった工事箇所に係る工事でないこと。

(補助金の額)

第6条 この要綱における補助金の額は、補助対象工事に要する費用の100分の50に相当する額とし、20万円を上限とする。ただし、子育て世帯の場合は、30万円を上限とする。

- 2 前項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 3 補助対象住宅に対し保険金や共済金等の補填される金額がある場合は、住宅リフォーム工事の総工事費から補填される金額を差し引いた額を補助対象工事に要する費用とする。
- 4 補助対象工事が店舗等の部分その他の補助対象以外の工事と一括して行われる工事の場合は、当該補助対象工事に係る部分のみに第1項の規定を適用する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、予算額を超えることとなる補助対象者への補助金は、予算の範囲内の額とする。

(補助金の交付制限)

第7条 この要綱による当該年度における補助金の交付は、補助対象住宅（同一敷地内の附属建物を含む。）に対し、1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者は、住宅リフォーム工事を実施する前に、阿賀町住宅リフォーム事業補助金交付申請書兼同意書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 住宅リフォーム工事の見積書の写し
- (2) 住宅リフォーム工事前の写真
- (3) 住宅リフォーム工事の内容が分かる図面等
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 補助対象者が、町内施工業者の個人事業主であって、自らの補助対象住宅にリフォーム工事を行おうとする場合は、前項第1号の見積書に加え、他の町内施工業者1者の見積書の写しを提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、阿賀町住宅リフォーム事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、当該交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、阿賀町住宅リフォーム事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 住宅リフォーム工事の変更後の見積書の写し
- (2) 住宅リフォーム工事の変更内容が分かる図面等
- (3) 補助対象工事が予定期間内に完了することが困難になったときは、その遅滞等の理由
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助金の額に増額が生じる場合は、当該増額分相当の補助金の交付は認めない。

(補助金の変更交付決定)

第11条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金

の交付の可否を決定し、阿賀町住宅リフォーム事業補助金変更交付決定通知書(様式第 4 号)により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、変更後の補助金の額は、変更後の補助対象工事費に第 6 条第 1 項前段の規定により求めた額とする。

(補助対象工事の中止)

第 12 条 交付決定者は、補助対象工事を中止しようとするときは、阿賀町住宅リフォーム事業中止届出書(様式第 5 号)を町長に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第 13 条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、その日から起算して 30 日以内の日までに、阿賀町住宅リフォーム事業補助金実績報告書(様式第 6 号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅リフォーム工事の領収書の写し
- (2) 住宅リフォーム工事後の写真(工事前・後が比較できるもの。)
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金額の確定及び請求)

第 14 条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合は、速やかに内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付確定額を阿賀町住宅リフォーム事業補助金確定通知書(様式第 7 号)により交付決定者に通知するものとする。この場合において、町長は、必要に応じて当該住宅を調査することができるものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、阿賀町住宅リフォーム事業補助金請求書(様式第 8 号)を町長に提出するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第 15 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 交付決定者が第 10 条第 1 項に規定する変更交付申請をした場合において、補助対象工事費が第 5 条各号の要件に該当しなくなるとき。
- (4) 交付決定者が第 12 条に規定する中止届出書を提出したとき。
- (5) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

(補助金の返還)

第 16 条 町長は、前条第 1 号、第 2 号及び第 5 号の規定により補助金の交付決定の全部又

は一部を取り消した場合において、既に交付決定者に補助金が交付されているときは、当該補助金に相当する金額の全部又は一部について、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(権利譲渡の禁止)

第 17 条 交付決定者は、この要綱の規定により得た権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(地位の承継)

第18条 前条の規定にかかわらず、交付決定者が死亡した場合において、交付決定者の地位の承継を受けようとする者（以下「承継人」という。）が交付決定の内容で補助対象工事を行う意思があるときは、町長へ届け出ることができる。

2 前項に規定する届出は、阿賀町住宅リフォーム事業補助金の地位承継届出書（様式第 9 号）によるものとする。

3 承継人は、第 3 条第 1 項第 1 号の規定を受けない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 5 月 2 6 日から施行する。

附 則（令和 7 年 9 月 1 日告示第 51 号）

この告示は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 1 月 5 日告示第 2 号）

この告示は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。

附 則（令和 8 年 6 月 1 9 日告示第 4 6 号）

この告示は、令和 8 年 6 月 1 9 日から施行する。

別表

外装工事	屋根の修繕・葺替え・塗装
	外壁の修繕・張替え・塗装
	窓・ドア・ガラスの設置・交換
	シャッターの設置・交換
	風除室・ベランダの設置・改修
	屋根の雪止め金物・雪庇防止フェンスの設置・改修
	雨樋の設置・改修
	網戸の設置(交換・張替えは除く。)
内装工事	床・壁・柱・天井・階段の改修
	壁紙の貼替え・左官壁の塗替え
	部屋の間仕切壁の改修
	浴室の改修
	トイレの内装の改修
	建具(ドア・襖・カーテンレール・ブラインド等)の修繕・設置・交換
	襖紙の貼替え
	畳の入替え・表替え
	手摺の設置・交換
	造り付け家具の設置・改修
内外装共通	断熱材充填(屋根・外壁・間仕切壁・天井・床下等)
	土台・基礎の改修
	防水工事
	防音工事
設備工事	床暖房の設置・交換
	流し台・コンロ台等(システムキッチンを含む。)の設置・交換
	ガスコンロ・IHコンロの設置・交換(ビルトイン型に限る。)
	食洗器の設置・交換(ビルトイン型に限る。)
	レンジフードの設置・交換
	ユニットバス・浴槽の設置・交換

	洗面化粧台の設置・交換
	便器の設置・交換(普通便座・洗浄便座・暖房便座等、便座のみの交換は除く。)
	浴室暖房乾燥機(埋込型)・LPガス衣類乾燥機の設置・交換
	熱交換換気システムの設置・交換
	給水・排水・ガス等の配管(配管工事を伴うホームタンクの設置・交換を含む。)の修繕・設置・交換
	給湯器・ボイラー(ボイラー導入と同時に設置・交換する温水ルームヒーター・簡易床暖房パネルを含む。)の設置・交換
	瞬間湯沸かし器の設置・交換
	家庭用燃料電池(エネファーム)の設置・交換
	FF式暖房設備の設置・交換
	防犯システム(防犯カメラ・補助錠・センサーライト・防犯ガラス等)の設置・改修
	ホームエレベーター・階段昇降機の修繕・設置・交換
	換気扇・換気扇フード・シーリングファンの設置・交換
	LED照明器具(LED電球を含む。)の設置及び器具を設置するための修繕
	エアコンの設置・交換

阿賀町住宅リフォーム事業補助金交付申請書兼同意書

年 月 日

阿賀町長 様

申請者 〒 -
住 所 _____
氏 名 _____ 印
電話番号 _____

阿賀町住宅リフォーム事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり住宅
リフォーム事業補助金を申請します。

（該当する□の中に☑を入れてください。）

記

対象住宅の所在地	阿賀町		
対象住宅の所有者	(氏名) (申請者との関係)		
住宅の種別	☐ 個人住宅 ☐ 併用住宅 ☐ 附属建物		
補助対象工事費（税込）	円（A）	（総工事費 （補てん額	円）－ 円）＝（A）
予定工事期間	年 月 日から 年 月 日まで		
交付申請額	円（補助対象工事費×50%（千円未満切捨））		
（子育て世帯の適用がある場合、補助上限額 3 0 万円、それ以外は上限額 2 0 万円） ☐ 無 ☐ 有（1 8 歳以下の者の氏名 _____）			
他の補助制度による 補助金の適用	☐ 無 ☐ 有（制度名 _____）		

補助金交付決定前着手の有無	☐ 無 ☐ 有（着工予定日 年 月 日）
交付決定前に着手する理由	
条件	（1） 補助金交付決定を受けるまでの期間に、天災その他の事由によって、実施した工事等に損失が生じた場合、これらの損失は申請者が負担すること。 （2） 補助金が審査結果又は抽選により不交付となった場合、異議がないこと。 （3） 着手から補助金交付の決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。
上記条件を了承し補助金交付決定 前に着手したいので届け出ます。 申請者署名（自署） _____	

申請した対象住宅が借家（集合住宅は含まない。）の場合	
条件	(1) 補助金交付決定を受けた後、申請者が引き続き現に居住する借家に3年以上住み続ける予定であること。 (2) 補助対象工事の実施について、申請者及び貸主において協議済みであり異議がないこと。 (3) 補助金の交付決定後、補助対象工事の完了により申請者が補助金を受領することについて申請者及び貸主において協議済みであり異議がないこと。 (4) 補助対象工事の実施に伴い、天災その他の事由によって、申請者及び貸主に損失が生じた場合、これらの損失は申請者及び貸主において協議し負担すること。 (5) 退去等に伴い借家契約を解消することとなった場合、工事の種類によっては、施工した構築物等が除去または取り外し等ができないことにより、構築物等が貸主に帰属することとなっても異議がないことを申請者及び貸主において協議済みであること。 (6) 退去等に伴い借家契約を解消することとなった場合、エアコン等の取り外しが可能な設備等について、申請者の所有物として取り外すことについて申請者及び貸主において協議済みであること。 (7) 申請した補助対象工事費に関する費用については、申請者本人の自己資金または自己調達資金であり、貸主からの資金は含まれないこと。 (8) 偽りその他不正の手段により補助金の決定を受けたとき、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき、その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたときは、交付決定の全部または一部を取り消すことに異議がないこと。また既に交付されているときは補助金の全部または一部を返還しなければならない。
上記条件を了承し申請します。 申請者署名（自署）	
上記条件を了承します。 貸主署名（自署）	

受付印	受付時間	受付者 [㊞]	備 考
	時 分		

町税の未納 有 ・ 無 調査職員氏名 (印)

審査結果	適 ・ 不適	調査職員氏名	印
不適の場合その理由（ ）			

住宅リフォーム工事の内容がわかる図面等（別紙による添付可）

様式第2号（第9条関係）

阿賀町住宅リフォーム事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

阿賀町長 ⑩

年 月 日付けで交付申請のあった補助事業について、下記のとおり交付決定したので、通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 交付条件

- （1） 阿賀町補助金等交付規則及び阿賀町住宅リフォーム事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- （2） 交付決定後に申請の内容を変更しようとするときは、阿賀町住宅リフォーム事業補助金変更交付申請書に必要書類を添えて提出すること。ただし、変更による増額は認めない。
- （3） 補助対象工事を中止しようとするときは、阿賀町住宅リフォーム事業中止届出書を提出すること。
- （4） 補助対象工事が完了したときは阿賀町住宅リフォーム事業実績報告書に必要書類を添えて提出すること。

様式第 3 号（第 10 条関係）

阿賀町住宅リフォーム事業補助金変更交付申請書

年 月 日

阿賀町長 様

申 請 者 〒

住 所

氏 名 (印)

電話番号

年 月 日付け阿建第 号で交付決定を受けた阿賀町住宅リフォーム事業補助金交付申請の内容に変更が生じるため、阿賀町住宅リフォーム事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり申請します。

(該当する□の中に☑を入れてください。)

記

	当初交付申請	変更交付申請
補助対象工事費 (税込)	円 (A)	円 (A)
	(総工事費 円) - (補填額 円) = (A)	(総工事費 円) - (補填額 円) = (A)
交付申請額 ※増額は認めない	円	円
予定工事期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
変更理由		

(添付書類)

- ☐住宅リフォーム工事の変更後の見積書の写し
- ☐住宅リフォーム工事の変更内容がわかる図面等
- ☐その他町長が必要と認める書類 ()

様式第4号（第11条関係）

阿賀町住宅リフォーム事業補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

阿賀町長 ⑨

年 月 日付けで変更交付申請のあった補助事業について、下記のとおり
交付決定したので、通知します。

記

- 1 変更交付決定額 _____ 円 を _____ 円に変更交付決定する。
- 2 交付条件
 - （1） 阿賀町補助金等交付規則及び阿賀町住宅リフォーム事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
 - （2） 補助対象工事を中止しようとするときは、阿賀町住宅リフォーム事業中止届出書を提出すること。
 - （3） 補助対象工事が完了したときは阿賀町住宅リフォーム事業実績報告書に必要書類を添えて提出すること。

様式第 5 号（第 12 条関係）

阿賀町住宅リフォーム事業中止届出書

年 月 日

阿賀町長 様

届 出 者 〒 ー

住 所

氏 名 ⑩

電話番号

年 月 日付け阿建第 号をもって交付決定を受けた阿賀町住宅リフォーム事業を下記の理由により中止したいので、阿賀町住宅リフォーム事業補助金交付要綱第 12 条の規定により届け出ます。

記

中止の理由

様式第 6 号（第 13 条関係）

阿賀町住宅リフォーム事業補助金実績報告書

年 月 日

阿賀町長 様

申 請 者 〒

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け阿建第 号で交付決定のあった阿賀町住宅リフォーム事業が完了したので、阿賀町住宅リフォーム事業補助金交付要綱 13 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

対象住宅の所在地	
住宅の種別	☐ 個人住宅 ☐ 併用住宅 ☐ 附属建物
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
補助対象工事費（税込）	円（A） （総工事費 円）－ （補填額 円）＝（A）
交付決定額	円（最終の交付決定通知書に記載の金額）

（添付書類）

- ☐ 住宅リフォーム工事の領収書の写し
- ☐ 住宅リフォーム工事後の写真（工事前・後の比較ができるもの）
- ☐ その他町長が必要と認める書類（ ）

実績報告書は、工事完了の日から起算して 30 日以内又は 3 月 31 日のどちらか早い日までに提出してください。

様式第 7 号（第 14 条関係）

阿賀町住宅リフォーム事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

阿賀町長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業に対する補助金について、下記
のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 補助事業名 阿賀町住宅リフォーム事業補助金
- 2 補助金額 _____ 円

様式第8号 (第14条関係)

阿賀町住宅リフォーム事業補助金請求書

第 号
年 月 日

阿賀町長 様

申請者 下 一

住所

印

電話番号

年 月 日付け阿建第 号で補助金額確定通知のあった阿賀町住宅リフォーム事業について、阿賀町住宅リフォーム事業補助金交付要綱 14 条の規定に基づき、次のとおり補助金を請求します。

1 請 求 額 _____ 円

補 助 金 振 込 先 金 融 機 関												
銀行 信金 信組 農協 労金								本店 支店 支所 出張所				
振 込 口 座	店 番 号			種 目			口 座 番 号					
				普通・当座 その他（ ）								
	フリガナ											
	口座名義 (申請者)											

様式第9号 (第18条関係)

阿賀町住宅リフォーム事業補助金の地位承継届出書

年 月 日

阿賀町長 様

屈出人 下 一

住 所

印

電話番号

年 月 日付け阿建第 号で阿賀町住宅リフォーム事業補助金の
交付決定のあった者の地位を承継したので阿賀町住宅リフォーム事業補助金交付要綱 18 条
の規定に基づき、次のとおり届出します。

被 承 継 人	
被承継人との関係	
承継の理由	年 月 日被承継人死亡のため

補 助 金 振 込 先 金 融 機 関												
銀行 信金 信組 農協 労金								本店 支店 支所 出張所				
振 込 口 座	店 番 号			種 目			口 座 番 号					
				普通・当座 その他（ ）								
	フリガナ											
	口座名義 (届出人)											